

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 4 月 18 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国 民 年 金 関 係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1700235号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1800002号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年7月10日は36万9,000円、同年12月10日は46万7,000円、平成16年7月9日は37万2,000円、同年12月10日は43万8,000円、平成17年7月8日は49万8,000円、同年12月9日は44万2,000円、平成18年7月14日は37万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日、同年12月10日、平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日、同年12月10日、平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年7月

請求期間において、A社から支払われた賞与から厚生年金保険料を控除されていたのに、厚生年金保険被保険者記録に当該賞与の記録がない。請求期間①から⑥までについては、賞与額及び厚生年金保険料控除額が確認できる賞与明細書を保管している。請求期間⑦については、賞与明細書はないが、賞与振込額の分かる預金通帳を保管している。

調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑥までについて、請求者から提出された賞与明細書及びB銀行C支店の預金通帳（写）により、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から⑥までの賞与支給日については、上記預金通帳（写）において確認できる振込日から、請求期間①は平成15年7月10日、請求期間②は同年12月10日、請求期間③は平成16年7月9日、請求期間④は同年12月10日、請求期間⑤は平成17年7月8日、請求期間⑥は同年12月9日とすることが妥当である。

また、請求期間①から⑥までの標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は36万9,000円、請求期間②は46万7,000円、請求期間③は37万2,000円、請求期間④は43万8,000円、請求期間⑤は49万8,000円、請求期間⑥は44万2,000円とすることが妥当である。

2 請求期間⑦について、請求者から提出された上記預金通帳（写）、複数の同僚から提出された「賞与明細書 平成19年度市民税・県民税課税（非課税）証明書」及び事業主の回答から、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間⑦の賞与支給日については、上記預金通帳（写）において確認できる振込日から、平成18年7月14日とすることが妥当である。

また、請求期間⑦の標準賞与額については、上記預金通帳（写）及び複数の同僚から提出された「賞与明細書 平成19年度市民税・県民税課税（非課税）証明書」により推認される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、37万9,000円とすることが妥当である。

3 なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成15年7月10日、同年12月10日、平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1700229号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第1800001号

第1 結論

昭和42年4月から昭和50年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和16年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年4月から昭和50年8月まで

私は、昭和42年4月頃、居住していたA市(現在は、B市C区)から送られてきた納付書により、同市のD団地内にあったA市役所のD連絡所で国民年金保険料を2、3か月ごとに納付していた。その後、昭和46年4月頃にE市F区(現在は、E市G区)のH団地へ引っ越ししたが、同団地近くにあったF区役所のI出張所でA市に住んでいたときと同じように納付書により国民年金保険料を納付していた。しかし、請求期間が未納となっており、納得がいかない。調査の上、請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、居住していたA市及びE市F区において、送付されてきた納付書により、A市役所の連絡所及びE市F区の出張所で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、B市及びE市G区の回答により、当該期間において当該連絡所及び出張所があったことは確認できる。

しかしながら、i) 請求者の最初の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、当時居住していたJ県K市において昭和38年10月ないし同年11月頃に旧姓(L)で払い出されたと推認されるものの、請求者に係る国民年金手帳記号番号払出簿及び同市の請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、当該記号番号については、旧姓のまま、「不在」、「消除」等と記載されており、A市への住所変更手続及び婚姻後の姓(M)への変更手続が行われた形跡が確認できること、ii) A市において国民年金保険料の納付が納付書方式に変わったのは昭和45年4月以降であること、iii) 社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったが、前述の最初の記号番号の払い出された時期から後述の請求者に新たな記号番号がE市F区で払い出された昭和50年9月までの間に、請求者がJ県K市から転

居（昭和40年頃）したとするA市及び同市から転居（昭和46年4月頃）したとするE市F区において、請求者に別の記号番号が払い出されていた形跡が見当たらないことから、居住していたA市及びE市F区から請求者に対し、請求期間の国民年金保険料に係る納付書が発行されていたとは考え難く、請求者が当該期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

また、請求者の国民年金被保険者台帳によると、請求者は昭和50年9月18日にE市F区において国民年金に任意加入し、新たな記号番号を取得していることが確認できるところ、制度上、国民年金の任意加入被保険者は遡って被保険者資格を取得することはできないことから、当該記号番号において請求者は、請求期間のうち昭和43年4月から昭和50年8月までの保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。